

令和 3 年 9 月 8 日

騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会  
第 1 回検討会における議論の整理（案）

(1) 騒音作業場実態調査報告書について

- 現行の対象作業場を定めることは重要であるが、近年はそれ以外にも大きな騒音にばく露する作業も考えられることから、広く測定をし、一定レベル以上であれば対策をするという考え方も必要ではないか。今後新たな作業にも備えるべきである。
- 移動発生源の作業では、実際の個人ばく露レベルは、固定測定点よりも 5-10dB も高くなっていることがわかる。
- コールセンターについて、80dB 以上の通話環境に長時間さらされることになる原因として、相手の声を聴きとるために周辺環境騒音レベルよりも 20dB 程度音量ボリュームを上げることが考えられる。
- 音の感じ方は、人それぞれでありライブハウスなど大きい音を求めて参加するひとにとって、大きい音は負担にはならない。うるさく感じるかどうかを入口の指標にすることは難しいのではないか。

(2) 検討会の進め方について

- 今後は、個人ばく露レベルにも着目して管理することで、具体的な対策につなげるべきではないか。騒音源の管理、対策が重要である。
- 特殊健康診断については、早期発見の観点から見直すことが必要ではないか。
- 現行特殊健康診断のしくみを尊重するとしても、選別検査は、せめて聴力閾値を測るなど聴力低下の進行がわかるようにすべきである。
- 特殊健康診断は、常時騒音作業に従事する労働者を対象として行うものであり、建設業でいえば、山岳トンネルなど常時対象作業場で騒音作業を行う場合は該当するが、コンクリートはつり作業のようにスポット的な作業では該当しないことも多いのではないか。そうしたスポット的な作業では、測定を行うということにもならないかもしれない。
- ばく露測定の重要性は理解。建設業など元請下請が混在する現場では、誰が測定するのか、どのような方法があるのかなど、円滑な定着に向けた議論が必要。
- 現行の作業環境測定のしくみを活かして、B 測定として個人ばく露データを用いるなど、現行の枠組みの下で騒音源対策とばく露リスク管理とを分けて考えることも可能ではないか。機械の新設などでは騒音源対策が重要だが、既存の設備ではばく露レベルを小さくするリスク管理が現実的な場合もある。

⇒事務局から提示された進め方案については了承。委員から出された指摘事項については、個々の検討項目において検討する。

### (3) 等価騒音レベルの基準について

- 主要国基準に照らせば、85 デシベルの管理基準は現実的に妥当といえるが、予防の観点からより下げていこうという動きはあり、今後とも注視すべき。
- オランダは EU 全体の基準に関わらず 80 デシベルとより厳しい基準を定めているし、一般公衆向けに 80 デシベル未満を推奨する動きもあるので、管理基準の 85 デシベルが安全なレベルであるかのような誤解を招かないよう、より低減化を目指すということができないものか。80-85 デシベルは、定期的な測定を推奨するという考え方もある。
- 日本産業衛生学会では、85 デシベル 8 時間が基準となっており、主要国の考え方を踏襲したものともなっている。80 デシベルのほうが望ましいことは確かだが、騒音レベルを更に 5 デシベル低下させることには相当な困難が伴う。耳栓なども併用して、せめて個人ばく露レベルとして 80 デシベルに近づけようという議論なら可能かもしれない。
- 85 デシベルが安全なレベルでないことは承知。解説部分にその旨記載するのがよい。ただし、80 デシベルまで騒音を低減化するというメッセージは、現場感覚としてはかなり厳しいものとなる。騒音源のエネルギーを半減したとしても 85 デシベルが 82 デシベルにしかならない。個人用保護具の着用も含めて考えるという余地はある。
- 測定、検診、保護具、教育など、それぞれ重要な規定ではあるが、現行ガイドラインでは互いの連携についての理解が得られにくい。それらを組み合わせて PDCA によりばく露低減化を図り、どのように改善していくかという点にも力を入れるとよい。
- 厚生労働省の騒音ガイドラインの基準である 85 デシベルは、自治体による環境対策における敷地境界騒音などに広く引用されており、安易な見直しは混乱を招く。

⇒85 デシベルを基本とする管理基準は、主要国基準や学会基準等に照らして職場における管理基準としては現実的である。ただし、今後の動向を注視するとともに、騒音性難聴にならないための安全な水準との誤解を招かないよう、ガイドライン解説等に、一層のばく露低減化の必要性につき言及する。